令和 4 年度 放課後児童クラブのご案内

◎ 利用を希望される方は次の期日までに申し込みをしてください。(申込は1年単位です)

募集期間:令和4年1月31日(月)まで

※4 月以降に利用する場合…前月 15 日まで

お問い合わせ・申し込み先:田野畑村保健センター(健康福祉課)☎33-3102

〒028-8407 田野畑村田野畑 120-3

お問い合わせ:たのはた放課後児童クラブ ☎ 37-3900

〒028-8407 田野畑村田野畑 134-1 (小学校敷地内)

1 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や長期休暇に適切な遊び場及び生活の場を与えて児童の健全育成を図るものです。

2 利用登録の基準

小学校に就学している児童及びそのほか健全育成上、保育を必要とする児童であってその保 護者等が次の各号のいずれかに該当する家庭が基準となります。

- ① 就労(フルタイム、パートタイム、居宅内労働など基本的にすべての就労)を常態とすること
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと(出産予定月の2ヶ月前から出産月の翌月までの計4ヶ月)
- ③ 保護者の疾病、負傷、若しくは精神、身体に障害を有していること
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること
- ⑤ 災害復旧にあたっていること
- ⑥ 就学中(職業訓練校などにおける就業訓練を含む)であること
- ⑦ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑧ その他、上記に類する状態として村が認める場合
- ※ 基準を満たしていても、定員に空きがない場合または申込者が多数いる場合は利用できないことがありますのでご了承ください。

3 休日

日曜日、祝祭日、お盆、年末年始 ※災害やインフルエンザ等で、学級閉鎖や休校になった場合、休みとすることがあります。

4 開設時間

学校の授業日(土日祝祭日を除く)	児童の退校時間~午後6時30分
土 曜 日	午前8時~午後6時
長期休暇、学校の振替休日	午前8時~午後6時30分

[※] 迎えが閉所時間に間に合わない場合は必ず連絡をお願いします。

5 利用料等

利用料は利用登録1ヶ月ごとに月額で納付して頂きます。

利用料は児童1人につき月額8,000円で、同一世帯で2人以上利用登録する場合は

2人目以降の利用料が減額になります。

利用登録した方が放課後児童クラブを利用しなくても、登録抹消の手続きをしていない 場合はその月分の利用料を納めていただくこととなります。

児童数	利用料 (月額)	減 額
1 人目	8,000円	利用しない日があれば、1 日ごとに <u>200 円を減額</u>
2 人目	4,000円	利用しない日があれば、1 日ごとに <u>100 円を減額</u>
3 人目以降	2,000円	利用しない日があれば、1 日ごとに <u>50 円を減額</u>

※ 利用することとして利用希望を提出していた場合でも、利用をとりやめたい日がある場合、決まった時点か、遅くとも利用希望を出していた5日前(閉所日を除く)までに放課後児童クラブに連絡してください。5日前を過ぎた場合は減額することができません。

6 利用申込に必要な書類

(1) **放課後児童クラブ利用登録申込書、健康調査票** 児童1人につき1枚提出が必要です。

(2)保育が必要な理由を証する書類(※ 児童の保護者、同居している 70歳未満の親族の方)

児童と同居している父母等の親族が保育が必要であることを証明する書類です。 それぞれの方につき、次に掲げるもののうちいずれかを利用申込時に提出してください。 なお、この証明書類は、児童を2人以上申し込む場合であっても1部で結構です。

来年度の保育園の入園申込みをしている場合は、提出不要です。

① 働いている方、働くことが決まっている方

<u>在職証明書、就労状況申告書(農業・漁業・畜産用)</u>、<u>自営業申立書等</u> ※ 産休または育休明けの場合は所定の欄に産休・育休期間を記入してください。

② 仕事以外の理由で保育が必要な方(求職活動中を除く)

保育が必要である申立書(労働以外)に、理由により次の書類等を添付

- ア 疾病等の場合:医師の診断書
- **イ 母親の出産の場合**:母子手帳の表紙と出産予定日が記入してあるページの写し
 - ※ 母親の出産の場合、出産予定月の2ヶ月前から出産月の翌月までの計4ヶ月間となります。 (例:8月出産予定の場合、6月から9月まで)
- ウ 障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合:障害者手帳または療育手帳の写し
- エ 病人等の看護の場合: 医師の診断書
- オ 学生の場合:学生証の写し、合格証明書及び時間割などの写し
 - ※ 求職活動中の事由での申請はできませんのでご注意ください。
 - ※ 虚偽の申し込みがなされた場合、その申し込みは無効となります。 利用登録承諾後においても、その承諾は取り消されます。

7 利用登録の決定

保護者の方から提出していただいた申込書類等に基づき、保育の必要性の高い世帯(児童)から登録者を決定します。(小学校 $1\sim6$ 年生までの児童のうち学年が低い方ほど優先とし、かつ保育の必要性が高い方ほど優先となります)

また、定員以上の申し込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。 ※ 利用登録できない場合、放課後児童クラブ利用登録不承諾書を送付いたしますので次の いずれかを選んでいただきます。

- (1) 空き待ちにする
- (2) 取下げにする(保健センターへ取下げの旨をご連絡ください)

8 申し込み・利用登録後の注意点

(1)変更の届出

次の場合は必ず保健センターへご連絡ください。

- ・仕事が変わるとき ・世帯構成が変わったとき ・居住地が変わるとき
- (2) 退所する場合

退所する月の15日までに保健センターまでご連絡ください。 月途中の退所であっても月額の利用料を納めていただくことになります。

(3) 放課後児童クラブの申し込みを取下げる場合 家庭の事情等により申し込みを取下げる場合は、その旨を保健センターへご連絡ください。

- (4) 準備するもの
 - ① 上履き ※ 名前を書くこと
 - ② 着替え、着替えを入れる袋(巾着袋) ※ 名前を書くこと
 - ③ 歯ブラシ、歯磨きコップ
 - ④ はさみ、のり

9 留意事項

- (1) 放課後児童クラブを休むときには、必ず午後2時までに連絡をしてください。
- (2) 児童の送迎時には、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 学校給食のない日は、お弁当と水筒を持参してください。
- (4) 下校のときは、バスで帰宅する児童は地区ごとに整列・移動し、バスに乗車します。 放課後児童クラブの子どもたちは、児童クラブのグループで整列し、放課後児童クラブ へ移動します。

各家庭では、「児童クラブにみんなと一緒に行くこと」「間違ってバスに乗らないこと」 を話しておいてください。

- (5) 児童の持ち物には、必ず名前を記載してください。
- (6) 特段の理由なく無断欠席が続く場合や、他の児童に危害を及ぼすなど集団生活を乱す場合は、退所していただくことがあります。
- (7)スポーツ少年団に所属している<u>児童の送迎をスポーツ少年団の指導者に依頼する場合は、</u> 誓約書を提出してください。
- (8) 土曜日の利用をキャンセルする場合や、急きょ土曜日の利用を申し込む場合には、職員のシフトの都合もありますので、その週の水曜日までに連絡をお願いします。
- (9) 児童クラブの駐車場は、役場入口の左側(斜線部分)か役場の駐車場をご利用ください。



※ スクールバスのバス停付近には駐停車しないようにお願いします。

別紙1

放課後児童クラブ時間割(基本型)

(1) 通常(学校の授業日)

時 刻	時	間 割
	5時間授業	6 時間授業
15:15	・退校…徒歩で移動	
	自由時間	
16:00	・おやつ	・退校…徒歩で移動
	・自由時間	・おやつ
		・自由時間
18:30	• 閉所	・閉所

[※] 学校の特別時程によっては、開始の時間や時間割の変更があります。

(2)午前授業日

時 刻	時	間割
	給 食 有	給 食 無
(11:30頃)		・退校…徒歩で移動
12:00		・昼食
13:15	・退校…徒歩で移動	
	• 自由時間	・自由時間
15:30	・おやつ	・おやつ
	• 自由時間	・自由時間
18:30	• 閉所	• 閉所

(3) 土曜日、長期休暇・振替休日

時 刻	時	間割	
	土曜日	長期休暇・振替休日	
8:00	・開所	・開所	
	• 自由時間	・自由時間	
12:00	・昼食	・昼食	
13:00	・自由時間	・自由時間	
15:00	・おやつ	・おやつ	
15:30	・自由時間	,台中時間	
18:00	・閉所	・自由時間	
18:30		・閉所	